

平成24年11月1日

J Aおおふなと行動計画（第2回）

子育てを行う職員の職業生活と家庭生活の両立を支援するための雇用環境整備を行うとともに、次世代育成支援について地域に貢献する目的で、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成24年11月1日から平成27年3月31日まで

2. 内容

(1) 計画期間内に、育児休業の取得状況を下記の水準にする。

女性 : 取得率50%以上

男性 : 育児休業を取得できることを周知する

<対策>

①本人又は配偶者の出産時期が近づいた場合に、総務部に届け出ることにより育児休業について相談を受けることができるようにする。

(2) 育児休業後における現職又は現職相当職への復帰を本人と話し合い、希望にそえるようにする。

<対策>

①組合内LANより全職員に周知徹底する。

(3) 年次有給休暇の取得推進のための組合内PRを行う。

<対策>

①組合内LANより全職員に周知徹底する。

以上